

## 航空身体検査指定機関

航空身体検査指定機関とは、指定医と同様に国土交通大臣があらかじめ指定することにより、航空身体検査基準等に基づく航空身体検査を行うことができる医療機関です。

この指定機関に係る申請については、航空法施行規則第62条の2に基づく申請書類の提出及び指定にあたっての要件を全て満たしていることが必要です。なお、具体的な申請方法等については、下記の要領等により定められています。

### 【申請書類】

- ・申請書(第24号の2様式)
- ・航空身体検査指定機関調査書
- ・病院等開設許可書等の写し
- ・検査を実施する医師の医師免許証の写し
- ・検査の一部を委託している場合は承諾書等の写し

### 【主な指定要件】

- ・医療法の許可等を受けた病院等である
- ・検査を実施する医師が各診療科に必要な数以上配置している
- ・検査に必要な設備及び器具を備えている
- ・実務管理者を配置している
- ・その他身体検査を適性の実施しうる検査体制を有している